# V 利用者の判断能力低下に備える

## 意思能力喪失後の支援計画書の解説

### 1 意思能力喪失後の支援計画書

「**意思能力喪失後の支援計画書(様式第 11 号)**」とは、急激に利用者の判断能力が低下し、その状態に対応できる支援計画が作成できない場合もあることから、契約の締結時あるいは契約を交わした後、利用者の意思が確かめられるうちに、「意思能力喪失後」の支援内容や方法についてあらかじめ作成しておく書面です。

従来の支援計画が利用者の生活にとって適切ではなく、支援計画を変更しようとしても利用者の判断能力の低下によって新たな支援計画の作成ができない場合には、支援を続けることはできません。このような状況を回避し、日常生活に必要な支援を可能とするため、利用者に判断能力が残存している間に意思能力喪失後の支援計画書を作成します。契約時、契約後とも作成することはできますが、高齢者では、脳卒中等が原因で急激な能力低下が起こる場合もあり、できれば契約時に作成しておきましょう。

作成にあたっては利用者にその旨を説明し、十分に協議をしながら作成することとなります。

作成時の利用者の判断能力に疑義を感じる場合には、大阪府社会福祉協議会に協議を行ってください。

意思能力喪失後の支援計画書を作成した場合には、大阪府社会福祉協議会にその写しを送付し、報告してください。

### 2 作成の際の留意点

「意思能力喪失後の支援計画」による支援は、通常の支援計画とは異なり、利用者の意思確認が困難なため、全ての支援を代理で行うこととなります。ただし、契約書で定めた代理権の範囲を超える支援を行うことはできません。

#### (1) 使用通帳

利用者の判断能力が低下しているため、代行や同行による出金はできないことが想定されます。使用通帳にはあらかじめ代理権を設定しておく必要があります。

通帳を特定する事項とともに、作成時の直近の残高を記載しておきます。

#### (2) 日常の生活に必要な金銭の管理をする場合

利用者の意思確認が困難なほど判断能力が低下した場合には、利用者に金銭を手渡すことは困難になることが想定されます。日常生活に必要な金銭を手渡す者をあらかじめ定めておく必要があります。

利用者が施設等に入所しており、金銭の手渡し者を定めることが可能な場合には、具体的に記載します。

作成時に利用者の将来の生活の場が特定できず、金銭の手渡し者を定めることができない場合には「その段階で最も身近に身上監護をしてくれる者」等と記載し、あわせて具体的な手渡し者については、**意思能力喪失後の支援実施計画書(様式第 33-1 号)**で定める等の旨を

記載しておけばよいでしょう。

### (3) 日常の生活に必要な金銭の支払い手続きについて

医療費や福祉サービス利用料、税金、公共料金、家賃、日用品費等、日常生活に必要な費用については、支払いを行います。

### (4) 臨時的経費等の支払いについて

「意思能力喪失後の支援計画書」の４に記載する臨時的経費等の支払い手続きを行う場合には、大阪府社会福祉協議会へ事前に協議します。

なお、臨時的経費等の支払いを行う場合には、日常金銭管理通帳の過不足による預貯金の移し替え、日常生活に支障をきたさないために必要な家屋の補修や耐久消費財の購入等が想定されます。必要な書類は以下のとおりです。

**・意思能力喪失後の支援計画に基づく臨時的経費等の支払いに関する事前協議について（様式第 33－2 号）**
**・訪問記録票(様式第 3 号)**またはケース記録【写】
・その他（見積り書等）

なお、協議の結果については**意思能力喪失後の支援計画に基づく臨時的経費等の支払いに関する事前協議結果通知書（様式第 33－3 号）**で実施機関へ通知します。

実施機関は臨時的経費等の支払い後、速やかに大阪府社会福祉協議会へ実施報告を行います。必要な書類は以下のとおりです。

**・意思能力喪失後の支援計画に基づく臨時的経費等の支払いに関する実施報告書(様式第 33－4 号)**
・領収書、振込明細書、出金と入金のあった通帳【写】

ただし、臨時出金の額が高額また日常生活の範囲を超えて出金が必要となる場合には、成年後見制度の利用を検討します。

### (5) 定期･定額の預貯金の解約について

（4）の手続きを行うために、定期・定額預貯金等を取り崩す場合に備え、記載した預貯金については、本人の判断能力が低下する前に金融機関への代理人届を提出して代理権を設定しておき、解約順位に従ってのみ解約します。すなわち、上位の通帳残高がなくならない限り、次の預貯金の解約はできません。

通帳の記載欄には、通帳を特定する事項とともに、作成時の直近の残高を記載しておきます。

## 3 意思能力喪失後の支援計画に基づく支援

### (1) 意思能力喪失後の支援計画への変更

「支援計画」から「意思能力喪失後の支援計画」に変更するにあたっては、必ず大阪府社会福祉協議会に審査を求めてください。必要に応じて審査会での審査を求めます。

具体的には、先に定めた「意思能力喪失後の支援計画」の範囲内において、**意思能力喪失後の支援実施計画書案(様式第 33－1 号参照)**を作成し、以下の書類とともに大阪府社会福祉協議会へ送付します。

- **意思能力等審査依頼書(様式第 6－2 号)**
- **ケース記録【写】**
- **支援計画評価表(様式第 31 号)**
- **契約締結判定ガイドライン(様式第 5-1 号)【写】**

### (2) 意思能力喪失後の支援計画による支援

「意思能力喪失後の支援計画」への変更後は、殊に利用者の意思確認が困難な状況で行わざるを得ないため、支援に不安がある場合には大阪府社会福祉協議会へ報告するなど、密に連携をとります。

なお、金銭手渡し者を定める場合、**金銭手渡し者選任同意書(様式第 16-2 号)**によって同意を得ます。

### (3) 特定した支援内容の変更

「意思能力喪失後の支援計画書」の範囲内で定めた詳細な支援内容について、さらに変更が必要となった場合、**意思能力喪失後の支援実施計画書案(様式第 33－1 号参照)**を新たに作成し、改めて大阪府社会福祉協議会に審査を求めます。